

令和5年度里親認定部会の開催状況について

1 所掌事項

- (1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。）第29条に基づき、里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。）の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 里親の登録の更新又は継続が不相当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。
- (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

2 開催状況

- (1) 開催回数
2回
- (2) 審議件数

	諮問件数	審議結果			
		適格	不適格	再調査	保留
養育家庭	2件	2件	0件	0件	0件
専門養育家庭	0件	0件	0件	0件	0件
親族里親	0件	0件	0件	0件	0件
養子縁組里親	1件	1件	0件	0件	0件

(参考) 葛飾区の里親認定・登録家庭数（令和6年5月1日現在）

養育家庭	養育家庭 (親族)	専門養育 家庭	親族里親	養子縁組 里親	計
17件	0件	0件	0件	18件	35件

※審議件数及び葛飾区の里親認定・登録家庭数いずれも、養子縁組里親と養育家庭の二重登録は、それぞれに1件ずつ計上している。